

五二四

最高裁判所秘書課甲第三三一号

昭和二十三年十二月八日

最高裁判所長官代理

最高裁判所判事

塚崎直

義



供覽

内閣總理大臣

吉田

茂殿

内閣府秘書官

内閣府秘書官

総務局長

御用掛

本日午前十時四十分最高裁判所長官室において人事院人事官の宣誓式を行い、人事院総裁浅井清、人事院人事官山下興家、人事院人事官上野勝一は、國家公務員法第六條の規定に基き、本官の面前において別紙様式の宣誓書を朗読し、これに署名して本官に提出した。右報告する。



宣 誓

私は、ここに主権が國民に存することを認める日本國憲法に服従し、且つ、これを擁護することを嚴かに宣言します。

私は、國民全体の奉仕者として公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、國民の意思によつて制定された法律を尊重し、誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

昭和二十三年十二月八日

人 事 官